

平成26年度 第2回埼玉県地方独立行政法人評価委員会 議事録

日 時 平成26年8月22日（金）午前10時～11時30分

場 所 埼玉県庁 庁議室

出席委員 横道委員長、鶴田委員、東郷委員、根岸委員、服部委員

県側出席者：牧保健医療政策課長、武井保健医療政策課副課長 ほか

法人主席者：土田調整幹 ほか

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 平成25年度公立大学法人埼玉県立大学の業務実績評価書について

(2) 平成25年度公立大学法人埼玉県立大学の財務諸表等の承認について

3 その他

4 閉 会

○ 結 果

1 開 会

(会議の公開)

評価委員会規則第7条に基づき、会議の公開を決定した。(傍聴者なし)

2 議 事

【結果】

(1) 平成25年度業務実績評価書（案）が原案のとおり決定された。

(2) 平成25年度財務諸表及び利益処分について、県案のとおり承認することを妥当と認め、知事に意見なしとして意見書を提出することとした。

【質疑】

〈業務実績評価関係〉

服部委員：進路決定率について、専門分野の違いや100%にならない理由は何か。

県事務局：教員や公務員志望で正式採用に至らなかった方で来年に向けて準備している人や臨時採用待ちの人がいるため、100%になっていない。

東郷委員：組織体としては、人員を効率的に機能させることは大切だが、先生教員の場合はそれぞれ独立しており、効率的な人事管理は難しい部分はある。学校法人としては一番難しい部分であり、100%に向け徐々に近づけていくことが大切。

先生の自由度を確保しつつも目立った功績を挙げた先生を評価することで、インセンティブを与えられるような工夫があるとよい。

県事務局：大学としてもインセンティブを与えるための教員評価制度をさらに充実しなければならいと認識しているので、今回の評価の中でその点を強調させていただきながら進めていきたいと考えている。

鶴田委員：法人が自己評価をされて、事務局が再評価を行っているが、直接支援されている学生の側からの評価の視点も重要であり、その視点も含めた評価も必要ではないか。

法人（事務局）：学生からの授業評価と学生支援に対するアンケート調査を行っている。

横道委員長：重要な指摘なので、情報として把握しておく必要がある。

県事務局：勉学だけでなく就職など色々な面で学生がどのような思いを持っているのかということは重要な視点であるので、結果のまとめ方も含めて検討していきたい。

服部委員：学生が評価した内容に対して担当教員がコメントを返す機会はあるか。

自分たちが行った評価がどう反映されたのかが分かれば学生の取組も真剣になる。できれば、そのような対応をすることが望ましい。

就職した後の離職率の高さが問題になっている。就職率と定着率が高くなければ現場の力にならない。学生は大学の先生に相談に来ることが多い。義務ではないが、就職後のアフターフォローも学生は求めているのではないかと感じている。

法人（事務局）：今年度からホームカミングデイとして、卒業生を大学に招いて相互に情報交換や悩みを相談する機会を設けた。また、理事長の発案で開校15年となることから、卒業生3,360人を対象に大学の支援に関する調査を予定している。

横道委員長：それでは、この業務実績評価については案のとおりでよいか。（各委員了承）
それでは、案のとおり決定する。

〈財務諸表等承認関係〉

根岸委員：固定資産の車両運搬具の台数は、リースとの比較は行ったのか。

県事務局：大学として自由に使用できる車が必要ということで法人化に当たり購入したもののリースとの比較は特に行っていない。

根岸委員：流動負債の短期リース債務が5,300万円程あるが、この内容は何か。
損益計算書の支払利息は何か。

消耗品が教育、研究、支援経費を合わせて2,500万円程増えているが理由は、受託研究費が減ったのは方針の変更があったのか。
退職者は24年度に比べて25年度は減ったのか。

法人（事務局）：短期リースは上の長期リースの均等法で払う1年の分を計上したもの。
支払利息については、リース代金の利息相当分を計上したもの。
消耗品については、毛布、非常用食料など災害対策用の備蓄品の買い替えや教育環境整備として教室の机などを整備したもの。

県事務局：受託研究については特に方針の変更はない。

退職者については、御指摘のとおり25年度は見込みより少なかった。

横道委員長：財務諸表及び利益処分案については、妥当と認め、意見なしとしてよいか。
（各委員了承）

議事については以上であるが、折角の機会なので、今後の中長期的な視点から大学への御意見等をいただきたい。

東郷委員：今年の4月に診療報酬の改定があったが、病院としては必要最小限の短期の救急に集中・専念し、長期に渡る医療は在宅や訪問看護の方向にするというのが、今回の診療報酬の改定であったり、医療制度改革の基本的な方向性となっている。

そうすると、今までの医療系大学の卒業生のあり方が今後は変わってくると考える。大学病院も市立病院も含めて、医療に対する公的な負担が減れば、病院の数は減ってくると考えざるを得ない。その時に、学生の教育というものをどのように行っていくかということを考えていかななくてはならない。

横道委員長：高齢化が進んでお年寄りが増えると患者が増えて病院が逆に足りないから、今この病院の増加を防止するという方向ではないか。

東郷委員：病院が急性期の治療に専念し、慢性期の治療は在宅や介護施設でということになれば、病院での治療は減り、今後、地域医療や病院外での治療・看護のニーズが増えてくる。従って、学部や大学院のカリキュラムや教育の内容は必ず変化が出てくる。それに備えて、今からカリキュラムや組織・人員配置など考えていかななくては行けない。

4月の診療報酬の改定やアベノミクスで医療制度を大きく変える流れを感じる。病院のホールディングカンパニー化や看護師による特定行為なども見据えた教育、レベルの高い、技術を持った職業人を育てていく必要がある。

県事務局：医療現場で働く人材を育てている大学であり、世の中の流れや先を見越した人材を育成しなければならないが、教える側の先生がそういう頭にならない。そこを意図的に変えていくような大学の評価制度などシステムとして作ることが一つと、実際に現場で求められるチーム医療などの連携を教育の中に取り入れていくことが重要。県内4大学で多職種連携のプログラム作りも進めている。

鶴田委員：6月の法改正により医行為の中に看護師が積極的に関わられるような環境整備がされてきたが、それにすぐ対応しようとしている大学はあまりない。看護の業務整理をしなければ難しいので、現場は時間をかける必要がある。教育としては先を見ていく必要がある。

地域包括ケアでは病院をベースとした医療・看護の提供の仕組みが変わっていく。訪問看護ステーションがあるが、小さい組織なので実習を受け入れるのも難しい面がある。

地域の訪問看護人材を育成するための文部科学省の補助金が10校の枠に50数校が申請を出している。国の補助がなくても埼玉県は独自にお金をかけてもいいのではないか。

人間は最後には亡くなる。事前に一人ひとりが最後をどのように迎えていくか、看護の先生はプログラムを有していると思うので、県とタイアップして行ってはどうか。

介護予防費が保険ではなく地方交付税措置になる。行政に県立大学の修士修了者を採用するなど活用してはどうか。修士の学位は重要で、研究や視野の広さからいくと看護の技官として修士を持った人材が必要。厚生局の業務が県に移管されることなどからも必要性はある。

県事務局：現在でも優秀な看護師を配置しているが、今後検討する必要がある。

服部委員：入院患者の70歳以上の割合は6割に上る。すると、医療費単価が高く、在院日数も長くなり医療費を押し上げることとなる。今回厚生労働省が診療報酬で全ての病棟に在宅復帰率を入れたのは、急性期から慢性期、在宅という流れを作らなければならないとの大きな転換が背景にある。

ホールディング化は病院だけでなく、社会福祉法人にも当てはまる。

訪問看護ステーションは民間企業がチェーン展開し急増している。それ自体悪いとは思わないが、そこで質が確保されているかということについては懸念もある。公的ところが基本教育と同時に現場教育の中で在宅なり実践教育を入れていくと、現場に強い専門職が育つ。

在宅ターミナルケアに優秀な看護師が必要。今は最初から在宅専門の看護師の育成を進める動きもある。埼玉は高齢化のスピードが全国一で注目されているので是非頑張ってもらいたい。

3 その他

今後の審議予定について事務局から説明。

4 閉会